

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

防災行政無線テレホンサービス
放送内容が、自動音声で流れます。
☎0800-800-8848 (通話料無料)

登録制メール配信サービス
放送内容を、放送と同時にメールで配信します。
その他、町ホームページにも放送内容を掲載しています。



新型コロナウイルス感染症が疑われる場合などの検査・相談窓口

- 地域の診療所等 (診療・検査医療機関)
- 受診・相談センター (茨城県庁内)
☎029-301-3200 FAX029-301-6341
午前8時30分～午後10時 (土・日・祝日含む)
- 中央保健所
☎029-241-0100
午前9時～午後5時 (平日のみ)
- 電話相談体制を整備した医療機関
詳しくは茨城県ホームページでご確認ください。
【医療機関にかかるときのお願い】
・受診前に必ず電話相談し、時間を決定してください。
・時間を守り、マスクを着用してください。

お知らせ 「小さな手大きくあげて
わたろうね」

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～4月15日(金)

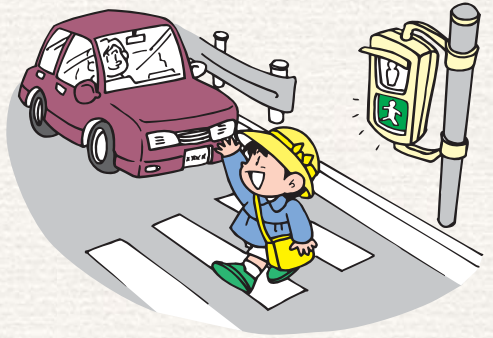
春は、新生活が始まり、新入学児童・生徒の登下校中の交通事故の危険性が高まります。ドライバーは、思いやりのある運転を心がけましょう。歩行者は、道路を横断する際など、周りをよく確認してから横断しましょう。

一人ひとりが交通ルールをしっかりと守り、交通マナーの向上に取り組むことで、交通事故を防止しましょう。

確認しよう！ 運動の重点

- ・子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

【問合せ先】 地域政策課
☎029-215-8003



お知らせ 茨城町特産品ブランドいっぴん
第2回認証商品を募集します



令和3年度、ブランド認証制度「茨城町特産品ブランドいっぴん」が創設されました。町内の優れた地域資源を活用した商品などをブランド認証することにより、町の魅力を広く発信し、町の認知度やイメージアップを図ることを目的としています。

認証されると茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会から認証書が交付され、「茨城町特産品ブランドいっぴん」の認証マークを使用できるようになります。

また、認証グッズを配付したり、各種広報媒体やメディアへ掲載したり、各種イベント等において町の特産品としてPRしたりします。

- ▶ **募集期間** 4月8日(金)～4月22日(金)
 - ▶ **申請資格** 町内で生産されている農畜水産物及びそれらを活用し、町内外の事業所で製造された商品 (加工品については、町内に所在する販売事業者のみ対象)
 - ▶ **申請方法** 「茨城町特産品ブランドいっぴん認証申請書」に関係資料等を添え、農業政策課までご提出ください。審査時には、試食用として認証商品を提出していただきます。
- 詳しくは、町ホームページをご覧ください。農業政策課までお問い合わせください。

【参考】 認証基準 (一部抜粋)
※第2回審査会…6月実施予定
「信頼性・品質」「地元性」「ブランド力向上」「独自性」「魅力性」の計5項目を審査・採点 (試食を含む) し、その合計点数から可否判定を行います。
審査団体…茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会

【問合せ先】 農業政策課
☎029-240-7118 (直通)

4月の納税

- 固定資産税 **1期**
- 介護保険料 **1期**

・下記納期限までに銀行、コンビニ、スマホ決済アプリまたは役場窓口で納付しましょう。
・令和4年度最初の納税となりますので、納め忘れないようにしましょう。

納期限は 5月2日(月)

お知らせ 春と言えば出会いの季節
素敵な出会いをサポートします

茨城町きらりキューピット支援センター新規会員募集



婚活ウォーキングイベントの様子

春は出会いの季節！ あたたかく、心とからだだがストレスフリーになるこちよこの時期は、新たな出会いを求めるのにぴったりです。

昨年9月に開設した**茨城町きらりキューピット支援センター**では、新規会員を募集しています。現在センターでは、会員同士のお見合いやプロフィールの閲覧などを実施し、独身者の方の新しい出会いを応援しています！ ぜひ、お気軽に当センターまでお問い合わせください。

- ▶ **対象者** 結婚を希望する独身の方 (住所・年齢・初婚・再婚を問いません)
- ▶ **入会受付日・相談日** 火曜日・水曜日・土曜日

※専任の相談員が対応するため、完全予約制となります。



新規会員はこちらから

【問合せ先】 社会福祉課 恋いいな
☎029-246-5117 (直通)
メール kirari@town.ibaraki.lg.jp

Information 情報

お知らせ 合併処理浄化槽設置補助金の
希望者を募集します

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

▶ **補助内容**

補助人槽	補助限度額 (1基あたり)	補助対象要件
5人槽	384,000円	延べ床面積 140㎡ (約42.35坪) 以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡ (約42.35坪) を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合 (二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部 (限度額90,000円/基) を補助します。

※既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部 (限度額300,000円/基) を補助します。

※令和4年度より、県の森林湖沼環境税活用事業による上乗せ補助が廃止になりました。

▶ **受付期間** 4月1日(金)～5月27日(金)
午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日を除く)

- ▶ **申込できる方**
茨城町に住民登録のある方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和5年2月末までに専用住宅 (小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること) に高度処理型合併処理浄化槽 (N型) の設置補助事業が完了できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。
- ①販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
 - ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
 - ③町税等を滞納している場合
 - ④住宅を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
 - ⑤従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶ **申込方法**
下水道課 (1階10番窓口) へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

- ※1 応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※2 国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ
☎029-240-7128 (直通)